

平成19年6月22日香川県公告（水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の決定）の一部を次のように訂正する。

平成19年11月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後				訂正前						
別表				別表						
整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位 1リットルにつきミリグラム〕			備考	整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 〔単位 1リットルにつきミリグラム〕		
		(1)	(2)	(3)				(1)	(2)	(3)
2～14 略				2～14 略						
15	略	(1)日平均排水量 500立方メートル以上の工場	略		15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	(1)日平均排水量 5,000立方メートル以上の工場	略		
		(2)日平均排水量 500立方メートル未満の工場					(2)日平均排水量 5,000立方メートル未満の工場			
16～17 略				16～17 略						
18	略	(1)日平均排水量 500立方メートル以上の工場	略		18	しょう油・食用アミノ酸製造業	(1)日平均排水量 5,000立方メートル以上の工場	略		
		(2)日平均排水量 500立方メートル未満の工場					(2)日平均排水量 5,000立方メートル未満の工場			
19～40 略				19～40 略						
41	略	(1)日平均排水量 500立方メートル以上の工場	略		41	清涼飲料製造業	(1)日平均排水量 5,000立方メートル以上の工場	略		
		(2)日平均排水量 500立方メートル未満の工場					(2)日平均排水量 5,000立方メートル未満の工場			
42～232 略				42～232 略						